

令和8年度（2026年度）ふるさとくまもと応援寄附金使途事業報告書作成等業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）ふるさとくまもと応援寄附金使途事業報告書作成等業務

2 目的

令和7年度（2025年度）に「ふるさとくまもと応援寄附金」を寄せてくださった寄附者（以下、「寄附者」という。）に対し、その使途の報告書を作成・送付することにより継続的な寄附に繋げ、ひいては寄附件数の維持・増加に資する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）10月22日（木）まで

4 業務内容

寄附金の使途（令和8年度（2026年度）に「ふるさとくまもと応援寄附金」を財源として実施する事業）を紹介する冊子を作成し、寄附者に発送する。

【規格】 ・両面カラー刷4色以上

・サイズ及び紙質は自由提案とする。

※5 「使途事業報告書の構成」を踏まえて、視覚的に効果のある規格を提案すること。

<参考：令和7年度>

210mm×110mm・4C・中綴じ・20P

マットコート紙 表紙：90K、本文70K

- (1) 全体企画、イラスト作成、レイアウト、編集及び校正などの使途事業報告書作成に必要な作業及び寄附者への送付を実施する。
- (2) 表紙のデザインは、特定の地域のみをPRするものではないこと。
- (3) 裏表紙のデザインは、県外からの交流人口を増やす効果を促すような、熊本県内の話題性のある（県外の寄附者向け）観光コンテンツ等を掲載すること。また、熊本県移住定住ポータルサイト及び熊本県公式観光サイトのQRコードを掲載すること。
- (4) 中面の事業紹介ページにおけるイラスト又は写真（掲載サイズ80mm×80mm程度）計10点程度を確保すること。イラスト及び写真は、事業に応じて変更を行う場合がある。
- (5) 全イラストは同じデザイナーによるオリジナルとし、写真はプロユースのオリジナルとすること。
- (6) 掲載する全てのイラスト及び写真の使用権を提供すること。
- (7) 事業紹介等のテキストデータは、県から提供する。
- (8) 県が指示する送付文（3枚程度）を印刷・折込の上、報告書と合わせて送付すること。
- (9) 寄附者への送付に使用する封筒を調達し、県が指示する差出人表記を行うこと。
なお、封筒のデザイン及び規格は自由提案（ただし、サイズは185mm以上×120mm以上）とする。
- (10) 県から提供する写真・画像についてはデジタル加工を施し、データを県に提供すること。
- (11) 本事業の成果品については、本県のふるさと納税関連の広報等に使用することがある。
- (12) デザインには県のPRキャラクター「くまモン」を使用すること。
- (13) 成果品の送付先となる寄附者の住所と氏名は、県からラベルシール（42.3mm×86.4mm程度）に印刷し提供する。個人情報については、別記個人情報取扱特記事項に基づき、適正な取扱いを行うこと。

- (14) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。なお、業務完了後は、個人情報を含むデータは、受託者端末等から必ず削除し、個人情報の漏洩対策を講じること。
- (15) その他、本仕様書に定めのないものについては、別途、県と協議の上決定する。

5 使途事業報告書の構成

- 表紙
- 知事挨拶、寄附実績
- 目次
- 事業紹介
 - ・10事業について、各150字～200字程度の概要及び1つのイラスト又は写真（掲載サイズ80mm×80mm程度）を掲載するものとする。
- 県の紹介
- 寄附金充当事業一覧
- 裏表紙

6 成果品

- (1) 部数 10,600部
- (2) 印刷用版下データ（CD-ROMで納品） ※県による増刷を行う場合あり
- (3) 掲載したイラスト・写真等データ（CD-ROMで納品）
- (4) ホームページ掲載用データ（PDFファイル／項目別ダウンロード用及び一括ダウンロード用データ）

7 納期 令和8年（2026年）10月22日（木）

※寄附者への発送は、令和8年（2026年）10月22日（木）までに実施すること。

8 納品場所 熊本県総務部市町村・税務局税務課税務企画班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

※10,479部（予定）については、寄附者住所へ発送するものとする。

9 その他

- (1) 当業務委託契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じた全ての著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、当該著作権に係る行為について著作人人格権を行使しないこととする。
- (2) 本業務の実施に当たって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 他者の所有権、著作権、肖像権をはじめとする権利を侵すものでないこと。
- (4) 本業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決その他本業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて随時打合せを実施するものとする。
- (5) 受託者はその専門的な立場から、契約金額の範囲内で積極的な提案を行うこと。
- (6) 受託者は、本仕様書の疑義、変更及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合、又は著しく変更があった場合は、委託者に確認を行い、信義誠実の原則に従い、両者協議の上、円満に解決を図るものとする。